

注意事項

- ・ 応募方法が郵送から応募サイトでの提出に変更になってますので、ご注意ください。
- ・ ご不明点がございましたら、本会へメールにてお問い合わせください。(info@yamada.teramoto.pro)

令和5年度奨学生臨時募集のご案内（推薦枠）

1. ご推薦依頼人員 学部生 原則1名（学年は問いません）
2. 採用予定人員 原則1名
3. 応募方法
 - 1) ご推薦者が決定しましたら、貴校からご推薦者に、以下の応募サイトで「推薦枠」として4月1日以降新学年で応募するようご依頼ください。

2

<宛先> info@yamada.teramoto.pro

<内容> ①ご推薦者の氏名
②ご推薦者の学部
③ご推薦者の学年 **※4月1日以降の新学年をお知らせください**
④ご推薦者のメールアドレス

4.

5

6. 選考方法 書類審査（面接を行うこともある）

7. 応募資格

- 1) 令和6年能登半島地震により、主たる生計維持者の死亡、行方不明、失職や家屋の全半壊等により、生計が急変し、又は本人の失職や家屋の全半壊等により、生計が急変し、就学の継続が困難となった者かつ「公益財団法人山田育英会奨学金給与規程」を遵守できる者。
- 2) 以下の事項を確認し、ご了解いただける者
 - ①教育研修及び人材交流イベント（例年は夏、冬、春に行います。）に年度毎に1回以上参加すること（参加できない場合には、指定する動画の視聴をすること）ができる者。
 - ②電子メール、WEBサイト、メッセージングアプリ（Discord）等を通じて行う当財団の連絡事項等に対応できる者。また、対応できない場合には奨学金の給与を取りやめることについて了解できる者。
 - ③当財団内で企画されるイベントに、アイデアを出したり、他の奨学生と協力したりと自立的に関われる者。
 - ④卒業後に山田育英会アラムナイ（OB・OG会）に入会し、同会の活動に関われる者。

8. 奨学金給与額および奨学期間

- 1) 奨学金給与額 1ヵ月 20,000円
- 2) 奨学期間 奨学生の在学する正規の最短修業期間

9. 給与の内容および方法

原則として年間給与額を3回に分けて、本人名義の銀行口座に振り込む方法により本人に給与する。

10. 添付書類

- 1) 公益財団法人山田育英会奨学金給与規程
- 2) 公益財団法人山田育英会奨学生推薦書

11. 教育研修および人材交流に関する事業について

本会では、奨学生を対象に研修会および交流会を開催いたします。
詳細につきましては、別途お知らせいたします。